

# 保護者支援(親育ち支援)を 幼児教育アドバイザーと共に

## —幼児のひろばと教員の自主研修—



広島市立船越幼稚園 園長 國貞 祐子



### 1 取組について

#### (1) 幼児教育アドバイザーの活用

- ① 「幼児のひろば」の充実
- ② 保護者支援
- ③ 教員の自主研修(教師の資質向上)



#### (1) 幼児教育アドバイザーの活用

- ① 「幼児のひろば」の充実
  - ・親子での遊びの提供・在園児とのかかわり
  - ・子育て相談



#### ・親子での遊びの提供



#### ・在園児とのかかわり 好きな遊びの時間 集い・行事



#### (1) 幼児教育アドバイザーの活用

- ② 保護者支援
  - ・保護者に子育てのお話と親子での遊びの紹介

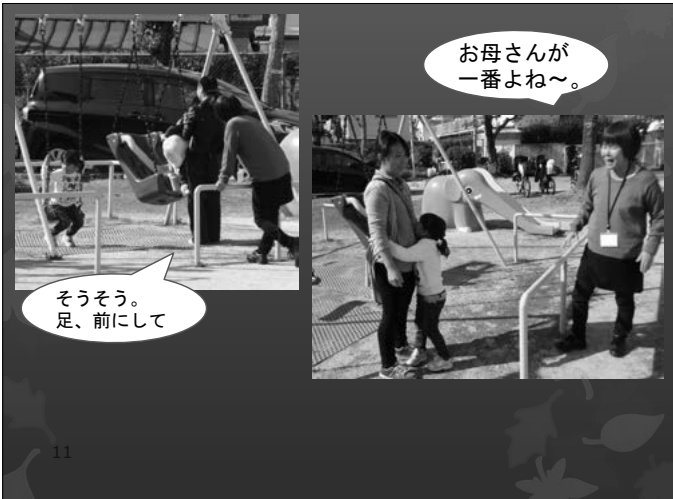




9



10



11



13



15



16

### ③教員の自主研修（教師の資質向上）



18

### 幼児教育アドバイザーを活用して

安心して遊べる場の提供

子育ての楽しさ  
子供への愛情

親育ちの場

親子のふれあいを大切に実践

19

### 幼児教育アドバイザーを活用して

子育て相談や子育てに関する情報の提供

子育ての振り  
運び

家庭の教育力の  
向上

保護者一人一人に応じた支援

教師の  
資質向上

「幼児のひろば」  
の充実

20



ありがとうございました。

21



## 「つなぐ」

- 仲間 1. 4つの園をつなぐ → 安心
- 不安 2. 学びをつなぐ → 成長
- 体験 3. 命をつなぐ → 自立
- かわり 4. 人をつなぐ → 心

### 1. 4つの園をつなぐ

幼稚園・保育園から小学校への円滑な移行ができるようにしています。

### 集団づくりのスタート → 4園交流会

4園には、どんな友達がいるのかな？  
仲良になれるかな？

不安

ほかの園の人と2人組になろう！  
違う色の箱子の友達探そう！

自立

幼稚園の先生  
保育園の先生  
小学校の校長先生が  
本を読んでくれたよ

安心

### 2. 学びをつなぐ

—先生たちがつながる—

幼稚園の先生と給食を試食したよ。  
懐かしいな！

安心

4つの園と小学校の先生と一緒に研修。  
園児の育ちが見とれる。

学ぶ

小学校の先生と音楽の勉強したよ。  
小学生みたい！

自立

### 3. 命をつなぐ

本校の学びの特色の1つとして栽培活動を通して「命の大切さ」を学んでいます。

たねおくり

ジャガイモほり

広島菜漬け

### —食育をつなぐ—

野菜にチャレンジ！

→

チェックシート

きゅうり	きゅうりを切ったよ。
トマト	トマトを切ったよ。
ピーマン	ピーマンを切ったよ。
ナス	ナスを切ったよ。
人参	人参を切ったよ。
豆腐	豆腐を切ったよ。
卵	卵を切ったよ。
ごはん	ごはんを切ったよ。
お味噌汁	お味噌汁を切ったよ。

### 4. 人をつなぐ

—小学生・中学生とのかかわり—

—1年生につなぐ—

5年生



入学したときは6年生。入学式は一緒だよ！

1年生



学校探検で もっと、もっと仲良くなるからね！



保育と授業の  
段差がある！



- ① どうやって関わったらいいのだろうか。
- ② 連携する場（環境）の設定の仕方
- ③ 幼稚園・保育園と小学校の教育の違い。
- ④ 幼稚園・保育園との学び方や評価の違い。



幼児教育アドバイザー  
さんに聞こう！



- ① 活動そのものが学び。
- ② 園の生活が小学校へとつながっている。
- ③ 個々の成長を見とるために、教師が言葉でつないでいく。

**生活科！**

子供たちの輝く笑顔のために



平成29年度 広島市幼児教育シンポジウム アンケート集計

1 参加者人数等

所属等	参加者(人)	回答者数(人)
幼稚園	22	22
保育園	17	14
認定こども園	7	7
保育事業所等	0	-
小学校	2	2
行政関係者	4	4
幼稚園教員等養成課程を置く大学の教員等	3	3
学生	53	46
幼児教育・保育関係者	3	3
乳幼児の保護者等	3	3
その他	1	1
合計	115	105

2 項目別参加者数

項目	人数(人)
事業説明	36
ディスカッション	44
講演	104

3 意見・感想・質問等 ( □ 事業説明、ディスカッション ○ 講演 )

所属	内容
幼稚園 ・ 保育園 ・ 認定こども園	<p>□ 幼児教育アドバイザーの先生によるご指導が、先生たちの学びや気づきになっていくこと、幼保小をつなぐ役割を果たしていただいていること等がよく分かってきました。今度、園でもますますご指導いただきたいと思っています。子育て支援、私学幼の実践、幼小連携など、今まさに広島市の幼児教育で大切にすべきことを実践養育いただき、勉強になりました。幼小連携事業に取り組んでいる中、学び多い発表、アドバイスをいただいた。</p> <p>□ 幼児教育アドバイザーの活用についての意味(意図)で効果を具体的に教えていただいた。</p> <p>□ 幼児教育アドバイザーの活用の仕方がとても分かりやすく説明されていた。渡邊先生の「課題を明らかにしていくことがとても大切である」という言葉が印象に残った。幼保小連携での活用がこれから増えていくとよいと思った。</p> <p>□ 幼児教育の大切さを改めて感じ、改定に合わせ保育士の質の向上の必要性を感じました。子どもの気持ちの読み取りが難しい保育士が多いので、1人の気持ちの読み取りを大切にしていきたいです。</p> <p>□ 各園の取組やアドバイザーの方との連携がステキでした。広島市の子ども達がよりよい保育を楽しめるように私達も日々学んだら話しするなど深めていきたい。参加者が少なかつたが、もつとたくさんの方に聞いたり、学んでほしい。すごく学びが深まるシンポジウムでした。ありがとうございました。</p> <p>□ 「子ども達の笑顔と声があふれる、子どもと子育てに優しいまち」づくりの大切さ。幼保小連携のキーワード「つながり」連携のあり方(川内小)が勉強になった。</p> <p>○ 津金先生の講演では、改訂のことが具体例を通してより理解できた。広島市の幼稚園はどこも質の高い教育を実践していると感じました。</p> <p>○ 講演会では津金先生より改訂のポイントをわかりやすく事例を交えながらご指導いただいた。教師の意図的計画的な環境構成や子どもを10の姿と照らし合わせながら育ちを考えると、園内研修に生かしていきたい。</p>

行政関係者 ・ 大学の教員等 ・ 幼児教育・保育関係者 ・ その他	<p>○ 津金先生のご講演は要領改訂の理念を分かりやすく説明して下さったと思います。幼児期の終わりに育ててほしい姿についても、具体的な幼児の姿に照らし合わせお話を心に残り、日々の幼児の姿を丁寧に観み取ることがよりよい援助につながることを再確認いたしました。</p> <p>□ 保育の質の向上に向け、幼児教育アドバイザーの活用や、様々な研修を受講することの大切さを再確認させていただきました。幼児期の終わりに育てたい力の考え方を(到達目標ではない)を伝えていきたいと思いました。</p> <p>□ 広島の子ども達が豊かに育つために、どの場所に所属しようとも子どもは同じ。幼児教育へ目を向け、この育ちの充実が今後の子ども達の育ちに大きな影響があるということに焦点を当てられている。この渦を広げていきたい。</p> <p>□ 幼児教育アドバイザーを活用したい取組内容が知れて良かった。アドバイザーの1のことを教育関係者しか知らないのもっと広く知られるようになってほしいです。改定ポイントも、現場を離れていると知る機会がないので、とても勉強になりました。</p> <p>○ 育つてほしい10の姿は到達目標ではないということ。幼児教育の結果が全てではなく、プロセスの一つ一つが大切だということを知りました。</p> <p>○ 小学校との連携も大事とは授業でも習ったのですが、今回の講演でより一層分かりました。また、100円ショップでの会話のとき、大人と同様の会話のように成り立っていることが改めて分かりました。普段の生活の中でも色々と子ども達はもろろ自分達も日々言葉等をたくさん吸収しているんだなと思いました。</p> <p>○ 身近な環境の中で、表現力などを、遊びを通して学ぶことができ、見方や考え方によって子どもが感じているものが変わってくるのだと思います。子ども達の姿を通して丁寧にみる、10項目すべてを知ることができると思いました。</p> <p>○ 子ども達が自分達の学級でお世話している金魚の命を折り紙にも吹き込んでいるのだから話が残りました。</p>
学生	

4

今後、広島市に取り組んでほしいこと(複数回答)

項目	回答数(件)
幼児教育アドバイザーの活用	27
幼稚園教諭と保育士との合同研修会の実施	29
幼児教育・保育と小学校教育との接続カリキュラムの作成	32
幼稚園・保育園と小学校との連携強化	49
子育て相談の充実	36
幼児教育・保育に関する市民への情報提供	26
その他(具体的に書きください)	6

・ アドバイザーを受け入れたいと思うので、相談にいきます。(幼稚園から幼保連携認定こども園に移行した場合の幼稚園時代の保護者に向けてのアドバイスなど)

・ アドバイザーさんが全ての市保、私保にも来ていただけたらいいと思います。よろしく願います。

・ 質の高い幼児教育を守り広げること。

・ 小学校と園をつなぐ積極的な取り組み。幼稚園・保育園→幼児教育(幼稚園程度)のものをやり切れる職員の質の向上。養護・安全に対する現場の意識を高める研修。合同研修で現場の意識をどんどん変えてほしいです。

・ 実際の保育現場、保育の実情、子どもを知ってほしい。何が必要で、何が大切なのかを見極めてほしい。

・ 発達障害がある子ども達が入園を断られるケースや、親がそばについていることを条件に入園を許可されるケースなどがあります。療育センターの通園も下の子と一緒に参加できないので、下の子を一時保育に預けなければならなく、育児をする親にとつては、ハードルが高いものになっています。もつと発達障害の子どもに開かれた幼児教育になるといいと思います。

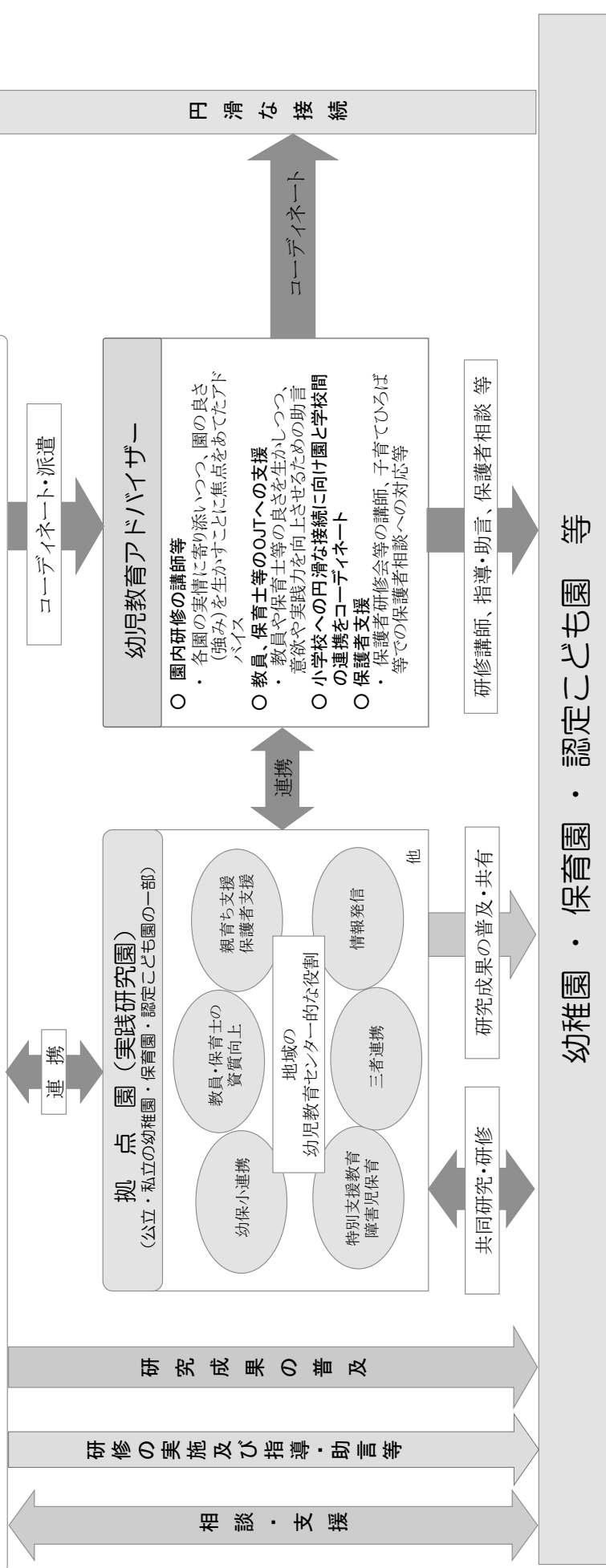
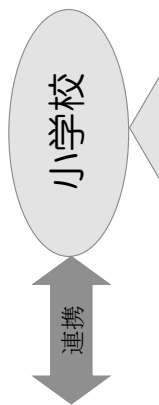
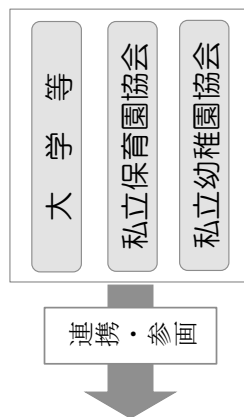
# 広島市における「幼児教育・保育推進体制」について（たたき台）

平成29年度第3回「幼児教育の推進体制構築に向けた懇談会」資料  
平成30年3月22日

## 教育委員会・こども未来局

## 広島市幼児教育センター（仮称）

- 1 設置目的  
広島市教育大綱に基づき、本市全体の幼児教育・保育の更なる充実を図るため、全市の公立・私立の幼稚園・保育園・こども園等を対象に、保護者・幼稚園教諭・保育士等への教育相談や支援・指導、関係機関との連携・調整、幼児教育・保育・小学校接続等に係る調査研究等を、一体的、総合的に行う。
- 2 業務内容（役割と機能）  
(1) 教育相談・保育に関すること  
幼稚園・保育園・認定こども園・小学校等の課題等に応じた相談業務や指導助言、各園・小学校と関係機関（児童相談所、療育センター等）との連携の窓口としての連絡調整等を行う。
- (2) 研修に関すること  
幼児教育や幼保小連携等に係る各種研修の実施、園内研修の実施、園内研修における指導・助言、大学等との連携による研修の実施、幼稚園教諭・保育士等の養成機関との連携を図る。
- (3) 幼児教育アドバイザーの派遣  
上記(1)及び(2)について、各園の実態に応じた支援を行うため、幼児教育アドバイザーをコーディネーターに派遣する。
- (4) 調査・研究に関すること  
幼児教育・保育の課題や小学校との円滑な接続等に係る実態調査及び園・小学校の実践的研究等の支援を行う。
- (5) 情報提供・啓発活動に関すること  
幼児教育・保育に関する情報提供、各種広報を行う。







## 幼児教育の推進体制構築事業委託要項

平成28年2月3日  
初等中等教育局長決定

### 1 趣 旨

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、この時期に質の高い幼児教育が提供されることは極めて重要である。しかし、現状において、幼稚園、保育所、認定こども園等の幼児教育施設の教職員に対する研修体制をはじめ、地方公共団体における幼児教育の推進体制は必ずしも十分でない。幼稚園、保育所、認定こども園を通して幼児教育の更なる質の向上を図るため、各施設等を巡回して指導・助言等を行う「幼児教育アドバイザー<sup>\*1</sup>」の育成・配置や地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター<sup>\*2</sup>」の設置等により、地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するための調査研究を行い、その成果を普及する。

#### ※1 幼児教育アドバイザー

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者の委嘱に当たっては、各地域において、幼児教育施設等における一定の職務経験や研修履歴等を踏まえて選考される必要があるほか、幼児教育施設における公衆衛生や危機管理、児童心理、特別支援教育等について専門性を有する者の活用も考えられる。

#### ※2 幼児教育センター

地域の幼児教育の拠点として、都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供（幼児教育アドバイザー候補者の育成を含む）や相談業務、市（区）町村や幼児教育施設に対する指導・助言・情報提供等を行うことが考えられる。

### 2 事業の実施

#### (1) 調査研究事項等

- ① 文部科学省は、地方公共団体における幼児教育の推進体制の構築に向けて必要な事項についての調査研究を都道府県、市（区）町村に委託する。
- ② 委託する調査研究事項は、下記のア、イ、ウのいずれかに該当するものとする。
  - ア 幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して指導・助言等を行う「幼児教育アドバイザー」育成・配置に関する調査研究
  - イ 地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置に関する調査研究  
(ア.の「幼児教育アドバイザー」の育成・配置を含めて調査研究を行うことも可能である。)
  - ウ その他、幼児教育の質の向上を図るために必要な推進体制に関する調査研究
- ③ 上記②の調査研究事項に基づく調査研究を実施するに当たっては、国立・公立・私立を問わず、幼稚園を中心に保育所・認定こども園を対象とすること（域内全ての施設を悉皆（しっかい）で対象とするまでの必要はない）。
- ④ 上記②の調査研究事項に基づく調査研究の実施に当たっては、その成果を普及するための活動も実施すること（文部科学省等が実施する普及活動への協力を含む）。
- ⑤ 上記②～④の調査研究項目等の詳細については、別途定める公募要領によるものとする。

#### (2) 調査研究実行委員会

委託を受けた者は、研究推進体制の検討、研究結果の分析や取りまとめ、普及等を行うため、学識経験者、教育関係者、行政関係者、園担当者、大学等地域の養成機関、研究団体等で構成される調査研究実行委員会を設置する。調査研究実行委員会の設置に当たっては、その人選等について文部科学省の同意を得ることとする。また、他の団体などと協力して研究を行うことができるものとする。

#### (3) 幼児教育の推進体制構築事業企画評価会議

- ① 委託を受けた者は、幼児教育に識見を有する専門家などから構成し、幼児教育の質向上方策や幼児教育の推進体制の在り方等について検討を行うために文部科学省が設置する「幼児教育の推

進体制構築事業企画評価会議」(以下「企画評価会議」という。)から、調査研究の研究手法その他の調査研究に関する事項について、必要に応じ、指導・助言を受ける。

- ② 企画評価会議の運営については、内閣府及び厚生労働省の協力を得つつ、文部科学省が行うものとする。なお、企画評価会議には必要に応じ、部会を設けることができる。
- ③ 企画評価会議は、文部科学省に対し、必要に応じ、本事業の実施に関する事項について改善・充実のための意見を提出することができる。
- ④ 委託を受けた者は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理状況について、企画評価会議による実態調査を受ける。

### 3 委託先

都道府県、市(区)町村

注) 委託形式(都道府県と市(区)町村が共同で実施する場合を含む)については別紙を参照すること

### 4 委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から平成30年度までの3年間とする。ただし、委託契約については、年度ごとに締結することとし、2年目以降については、事業の実績、予算の状況等を勘案し、1年目(2年目)の実績及び2年目(3年目)の事業実施計画をもとに審査を行い、委託を継続することが妥当と判断した場合に限り、契約を締結する。なお、契約は文部科学省予算の成立以降に行うものとする。

### 5 委託手続

- (1) 委託先の選定は、別途定める公募要領に基づいて行う。
- (2) 委託を受けようとする者は、別紙様式1の事業計画書を文部科学省に提出すること。
- (3) 文部科学省は、上記(2)により提出された事業計画書の内容を審査し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めた場合、委託する者を決定し、委託契約を締結する。

### 6 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業に要する経費(賃金、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、再委託費)を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、事業の委託を受けた者が委託要項又は委託契約書に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

### 7 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる(都道府県から市町村へ再委託する場合を含む(別紙参照))。
- (2) 受託者は、再委託を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書類を文部科学省に提出し、承認を受けなければならない。

### 8 事業完了(廃止等)の報告

- (1) 本事業の委託を受けた者は、本事業が完了したとき、廃止又は中止(以下、「廃止等」という。)の承認を受けたときは、別紙様式2の委託事業完了(廃止等)報告書を作成し、終了した日から20日を経過した日、又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、支出を証する書類の写しとともに、文部科学省に提出するものとする。
- (2) 本事業の実施に伴い作成した成果物(冊子、パンフレット又はマニュアル等)については、委託事業完了(廃止等)報告書に添えて提出すること(紙媒体30部及び電子媒体)。
- (3) 本事業の成果の内容の一部又は全部については、適宜、文部科学省のホームページ等で紹介するものとする。
- (4) 文部科学省は、事業の成果普及等のため、上記(1)で定める委託事業完了(廃止等)報告書のほか、事業における取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。

### 9 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8により提出された委託事業完了(廃止等)報告書について審査及び必要に

応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、事業の委託を受けた者に対して通知するものとする。

(2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

#### 10 その他

(1) 文部科学省は、委託を受けた者の事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。

(2) 文部科学省は、委託を受けた者に対し、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

(3) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。

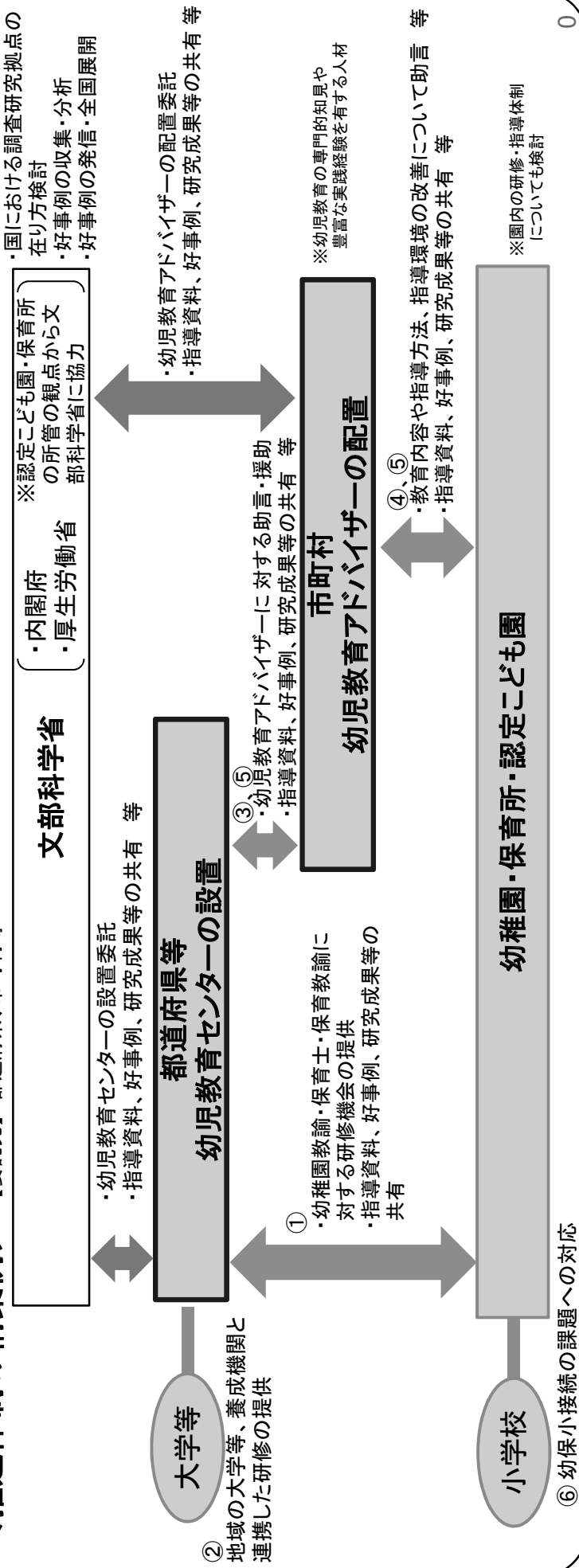
# 幼児教育の推進体制構築事業

○ すべての子供に質の高い幼児教育の提供を目指す、子ども子育て支援新制度の施行により、幼児教育の提供体制の充実が図られているところであるが、提供される幼児教育の内容面についても充実を図る必要がある。

○ 幼稚園・保育所・認定こども園を通して、幼児教育の更なる質の充実を図るため、地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、以下の課題等への効果的な対応のために適切な、地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するためのモデル事業を行い、好事例を収集・分析した上でその成果を全国展開する。

- ① 都道府県による私立幼稚園・保育所等を含めた研修機会の提供の在り方    ② 研修の提供に当たったの大学等、地域の養成機関との連携
- ③ 都道府県による域内市町村に対する助言・指導の在り方    ④ 市町村による域内の幼児教育施設への助言等の在り方
- ⑤ 助言等を行う人材の育成方法    ⑥ 幼保小接続の課題へ対応するための幼児教育施設・小学校双方での対応の在り方

## <推進体制の構築例> 【委託先】 都道府県、市町村等



# 幼児教育の推進体制構築事業 採択先一覧

<凡例>

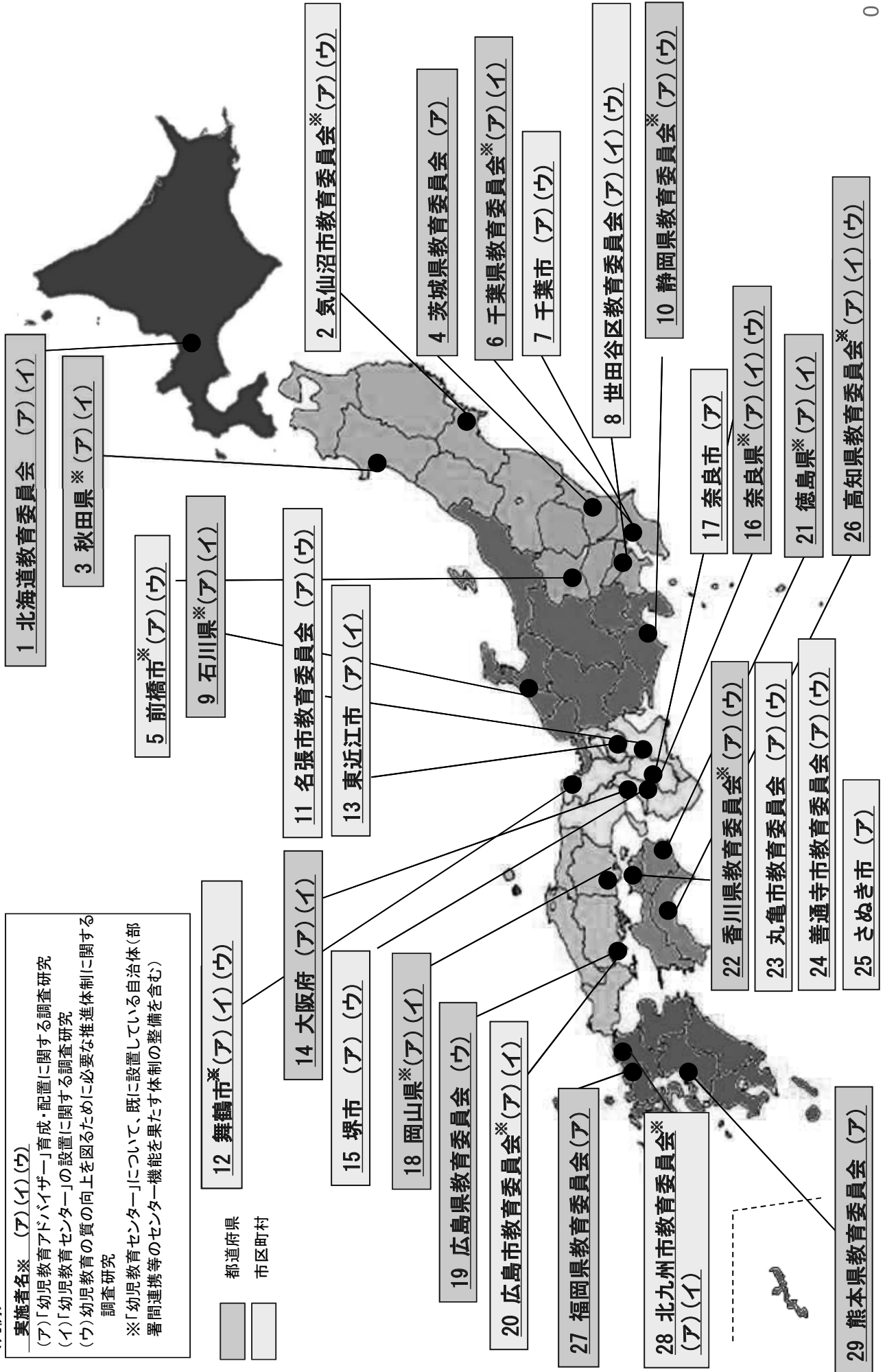
実施者名※ (ア)(イ)(ウ)

(ア)「幼児教育アドバイザー」育成・配置に関する調査研究  
 (イ)「幼児教育センター」の設置に関する調査研究  
 (ウ) 幼児教育の質の向上を図るために必要な推進体制に関する調査研究

※「幼児教育センター」について、既に設置している自治体(部署間連携等のセンター機能を果たす体制の整備を含む)

都道府県

市区町村



## 幼児教育の推進体制構築事業 採択先一覧（詳細）

	申請機関名 事務連絡担当窓口	調査研究テーマ※1	幼児教育アドバイザーの配置	幼児教育センター		
				設置の有無	設置年度	設置形態
1	北海道教育委員会 総務政策局教育政策課	(ア)、(イ)	○	—	H31 年度 (予定)	組織として設置
2	気仙沼市教育委員会 学校教育課	(ア)、(ウ)	○	○	H28 年 8 月～	組織として設置
3	秋田県教育庁 幼保推進課	(ア)、(イ)	○	○	H16 年 4 月～	部署間連携で対応
4	茨城県教育委員会 就学前教育・家庭教育推進室	(ア)	○	—	検討中	検討中
5	前橋市教育委員会事務局 総合教育プラザ幼児教育センター	(ア)、(ウ)	○	○	H15 年 4 月～	組織として設置
6	千葉県教育庁 教育振興部指導課	(ア)、(イ)	○	○	H28 年 9 月～	組織として設置
7	千葉市 こども未来局こども未来部 幼保支援課	(ア)、(ウ)	○	—	設置せず	—
8	世田谷区教育委員会 教育委員会事務局 幼児教育・保育推進担当課	(ア)、(イ)、 (ウ)	○ (H29 年度に 配置予定)	—	H33 年度 (予定)	組織として設置
9	石川県 健康福祉部少子化対策監室	(ア)、(イ)	○	○	H28 年 4 月～	部署間連携で対応
10	静岡県教育委員会 義務教育課	(ア)、(ウ)	○	○	H28 年 4 月～	組織として設置
11	名張市教育委員会 学校教育室	(ア)、(ウ)	○	○	H28 年 4 月～	部署間連携で対応
12	舞鶴市 健康・子ども部幼稚園・保育所課 乳幼児教育推進係	(ア)、(イ)、 (ウ)	○	○	H28 年 4 月～	部署間連携で対応 (H31 年 4 月～組織 として設置予定)
13	東近江市 こども未来部幼児課	(ア)、(イ)	○	○	H27 年度～	部署間連携で対応 (H30 年度～組織と して設置予定)
14	大阪府 大阪府教育センター	(ア)、(イ)	○	—	H30 年度 (予定)	組織として設置 (予定)
15	堺市教育委員会事務局 学校教育部学校総務課	(ア)、(ウ)	○	—	設置せず	—
16	奈良県 地域振興部教育振興課	(ア)、(イ)、 (ウ)	○	○	H28 年 10 月～	組織として設置

17	奈良市役所 子ども未来部こども園推進課	(ア)	○	—	設置せず	—
18	岡山県教育庁 義務教育課	(ア)、(イ)	○	○	H28 年 5 月～	部署間連携で対応
19	広島県教育委員会 義務教育指導課幼児教育担当	(ウ)	○	—	H29 年度か ら設置の有 無も含め、 検討する。	—
20	広島市教育委員会 学校教育部指導第一課 総務部教育企画課	(ア)、(イ)	○	○	H28 年 9 月～	部署間連携で対応
21	徳島県教育委員会 学校教育課	(ア)、(イ)	○	○	H28 年 7 月～	部署間連携で対応
22	香川県教育委員会 義務教育課	(ア)、(ウ)	○	○	H28 年 6 月～	部署間連携で対応
23	丸亀市教育委員会 教育部学校教育課 丸亀市子ども未来部 幼保運営課	(ア)、(ウ)	○	—	設置せず	—
24	善通寺市教育委員会 教育総務課	(ア)、(ウ)	○	—	設置せず	—
25	さぬき市教育委員会 学校教育課 さぬき市健康福祉部 子育て支援課幼保連携推進室	(ア)	○	—	設置せず	—
26	高知県教育委員会 幼保支援課	(ア)、(イ)、 (ウ)	○	○	H15 年 4 月～	組織として設置
27	福岡県教育庁 教育振興部義務教育課	(ア)	○	—	H32 年度 以降 (予定)	検討中
28	北九州市教育委員会 指導部指導第一課	(ア)、(イ)	○	○	H28 年 4 月～	組織として設置
29	熊本県教育委員会 教育指導局義務教育課	(ア)	○	—	検討中	検討中

## ※ 1 調査研究テーマ

- (ア) 「幼児教育アドバイザー」の育成・配置に関する調査研究
- (イ) 「幼児教育センター」の設置に関する調査研究
- (ウ) 幼児教育の質の向上を図るために必要な推進体制に関する調査研究

登録番号	広X3-2017-494
名称	地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置及び「幼児教育アドバイザー」の育成・配置に関する調査研究(2年次)実施報告書
主管課 所在地	広島市教育委員会事務局 総務部教育企画課 学校教育部指導第一課 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 (〒730-8586) TEL:504-2496
発行年月日	平成30年3月
印刷会社名	株式会社 伍興





